

3-2

収入金額の別段の定め

〔ランクA〕

（注）帰属時期の特例及び譲渡所得等に関する事項を除く

I 原則（法36）

重要度○

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。

II 棚卸資産の家事消費（法39）

重要度◎

居住者が棚卸資産（準棚卸資産を含む。）を家事のために消費した場合又は山林を伐採して家事のために消費した場合には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

III 棚卸資産の贈与等（法40）

重要度◎

次の事由により、居住者の有する棚卸資産（準棚卸資産、事業所得の基因となる山林及び有価証券を含む。）の移転があった場合には、そのそれぞれに掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- (1) 贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）
……その贈与又は遺贈の時におけるその棚卸資産の価額
- (2) 著しく低い価額の対価による譲渡
……その対価の額とその譲渡の時におけるその棚卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

IV 農産物の収穫（法41）

重要度○

農業を営む居住者が農産物（米、麦その他一定のものに限る。）を収穫した場合には、その収穫した時におけるその農産物の価額（収穫価額）に相当する金額は、その者のその収穫の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

V 国庫補助金等（法42）

重要度◎

居住者が、各年において国庫補助金等の交付を受け、その年においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得等をした場合には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年12月31日までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうち固定資産の取得等に充てた部分の金額は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

VI 条件付国庫補助金等（法43）

重要度◎

居住者が、各年において国庫補助金等の交付を受ける場合において、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年12月31日までに確定していないときは、その国庫補助金等の額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

なお、返還を要しないことが翌年以後に確定した場合には、上記Vに準じて総収入金額に算入しない。

VII 移転等の支出に充てるための交付金（法44）

重要度◎

居住者が、国等から補助金の交付を受けた場合において、その交付を受けた金額をその交付の目的に従って資産の移転等の費用に充てたときは、その費用に充てた金額（必要経費に算入され又は譲渡費用とされる部分の金額を除く。）は、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

VIII 減額された外国所得税額（法44の2）

重要度○

居住者が、外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において、その外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額された年分の外国税額控除の計算で控除する金額は、その者のその年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3-2

収入金額の別段の定め
(注) 帰属時期の特例及び譲渡所得等に関する事項を除く

I 原 則

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。

収入金額は、別段の定めがあるものを除き、現実に入収したかどうかにかかわらず、その年において収入すべき金額によるべきこととされている（3-1参照）が、次のⅡからⅧに掲げる別段の定めがあり、本問はこれらについて問われているため、留意的に原則的取扱いについて触れている。

なお、収入金額の別段の定めは、その取扱いから次のように区分することができる。

(1) 収入すべき金額がないにもかかわらず収入に計上しなければならないもの

- ① 法39 たな卸資産の家事消費の場合の総収入金額算入
- ② 法40 たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入
- ③ 法41 農産物の収穫の場合の総収入金額算入
- ④ この他に譲渡所得等に関するものとして、無償又は低額による資産の移転があった場合の取扱い（法59）がある（3-14参照）。

(2) 収入すべき金額があるにもかかわらず収入に計上しないもの

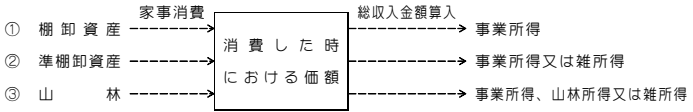
- ① 法42 国庫補助金等の総収入金額不算入
- ② 法43 条件付国庫補助金等の総収入金額不算入
- ③ 法44 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入
- ④ 法44の2 減額された外国所得税額の総収入金額不算入等
- ⑤ この他に譲渡所得等に関するものとして固定資産の交換の場合の特例や居住用財産の買換え等の特例等の取扱い（法58、措法33、36の2等）がある（3-15、3-16参照）。

Ⅱ 棚卸資産の家事消費

居住者が棚卸資産（準棚卸資産を含む。）を家事のために消費した場合又は山林を伐採して家事のために消費した場合には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

この規定は、次に掲げる資産を家事消費した場合には、その消費時において、その資産の価額（時価）により収入金額に計上すべきことを規定している。

なお、この場合の価額は、「その消費時における通常他に販売する価額」とされており、例えば通常10万円の商品をセールで8万円で販売している期間中に家事消費した場合には、10万円ではなく、8万円となる（計算上はさらに70%基準の適用がある）。



(注1) 準棚卸資産を家事消費した場合の所得区分

- イ 事業所得を生ずべき事業に係る準棚卸資産 ⇒ 事業所得
- ロ 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る準棚卸資産 ⇒ 雑所得
- ④ 少額減価償却資産等の取扱い

使用可能期間が1年未満のもの		準 棚 卸 資 産	
取得価額が10万円未満のもの及び10万円以上20万円未満のもの	下記以外		
のうち一括償却資産としたもの	業務の遂行上	反復継続譲渡	少額重要資産等
	基本的に重要	上記以外	

※ 少額重要資産等は固定資産とされ、譲渡所得の基因となる資産となる。

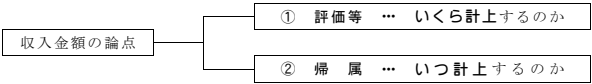
(注2) 山林を家事消費した場合の所得区分

- イ 保有期間5年超の山林 ⇒ 山林所得
- ロ 保有期間5年以下の山林 { 事業的規模 ⇒ 事業所得
事業的規模以外 ⇒ 雑所得

収入金額のまとめ

1 収入金額の論点

収入金額についての論点は、評価等 (いくら計上するか) に関する論点と、その帰属 (いつ計上するか) に関する論点の2つに大別することができる。



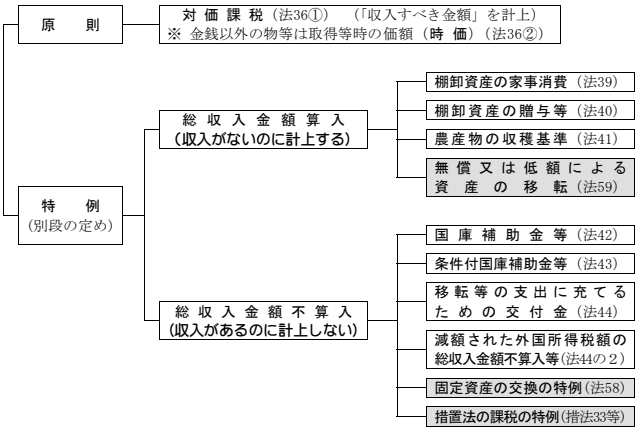
2 収入金額の評価等

収入金額の別段の定め個別理論 (理論マスター3-2) では、譲渡所得等に関する事項が除かれている。したがって、収入金額の別段の定めについて問われた場合には、特に指示がある場合を除き、**譲渡所得等に関する事項**についても解答しなければならない。

※ 譲渡所得等に関する事項の例

- (1) 無償又は低額による資産の移転 … 理論マスター3-14
- (2) 固定資産の交換の所得税法の特例 … 理論マスター3-15
- (3) 居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例 … 理論マスター3-16 など

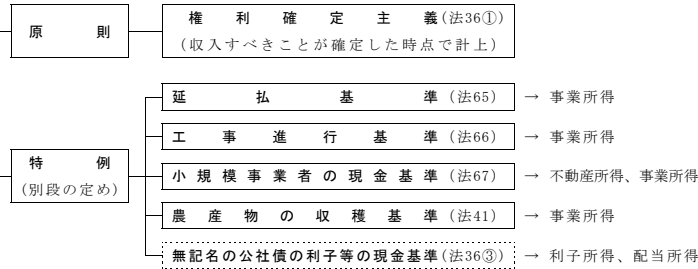
【 収入金額の評価等の体系 】



3 収入金額の帰属

帰属時期の特例の個別理論 (理論マスター3-3) を中心に、体系及び特例の位置づけについて確認してほしい。

【 収入金額の評価等の体系 】



【 各特例の位置づけ 】

